（様式３）

パブリックコメント案件概要

案件名： 尼崎市障害福祉計画（第５期）の素案について

１．施策の概要

「尼崎市障害福祉計画（第５期：平成30年度から32年度）」（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第１項に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、児童福祉法第33条の20第１項に基づく市町村障害児福祉計画をあわせ持つ計画として策定するもので、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置付けるものです。

また、本市では障害者基本法第11条第３項に基づく市町村障害者計画である「尼崎市障害者計画（第３期：平成27年度から32年度）」を本計画と一体的に策定しており、本市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けています。

２．施策策定（見直し）に至った背景・問題点など

国において障害者制度改革が進められる中、本計画の根拠法である障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、平成30年度から施行されます。本計画の策定にあたっては、当該法律に盛り込まれた「障害のある人の望む地域生活の支援」、「障害のある子どものニーズの多様化へのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」等の制度改正を踏まえるとともに、新たに創設されるサービス（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援）に対応する必要があります。また、引き続き障害のある人の地域生活を支援するため、本市におけるサービス提供体制や相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

これらの制度改正や本市が抱える課題等に対して計画的に取り組んでいくため、本計画を策定するものです。

３．目指す姿・対応策など

障害のある人が生活の場や生活のしかたを自ら決定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として当たり前に暮らしていけるよう、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な社会資源の開発やサービス提供体制の確保を図ります。また、サービスの適切な利用を支え、様々なニーズにも対応できる相談支援体制の構築を図ります。

４．施策の対象範囲・期間など

＜対象範囲＞ 市民及び事業者　　＜期間＞ 平成30年度～平成32年度

５．市民意向調査の概要

本市の障害者手帳所持者及び難病患者7,500人に対して、生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向等についてアンケート調査を実施し、本計画の策定等のための基礎資料としています（回答：2,844人、回収率：37.9%）。

６．施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

本市では、現行の計画である「尼崎市障害者計画（第３期）」と「尼崎市障害福祉計画（第４期：平成27年度から29年度）」について、ＰＤＣＡサイクル手法を用いながら、その進捗管理や評価を行っており、毎年度、両計画の「評価・管理シート」を作成（公表）しています。

そのため、本計画の策定にあたっては、「評価・管理シート」でまとめてきた障害福祉サービス等の実績や評価、今後の取組方向を振り返り、その内容をベースに追加・補強すべき点について、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や尼崎市自立支援協議会で議論を進めてきました。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

本計画の目標値については、第５期障害福祉計画に係る国の基本指針（以下「国指針」という。）に掲げる目標値と比較検討するとともに、本市のこれまでの実績等も勘案しながら設定しています。その結果、「① 施設入所者の地域生活への移行」に係る目標値については、国指針に掲げる目標値を下回る設定としていますが、「② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「③ 地域生活支援拠点等の整備」、「④ 福祉施設から一般就労への移行等」、「⑤ 障害児支援の提供体制の整備等」に係る目標値については、いずれも国指針に掲げる目標値と同じか、それを上回る設定としています。

７．今後のスケジュール

平成３０年３月　尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会から本計画について答申
（パブリックコメントに寄せられた意見について整理等を行い、計画として決定。）
同月　パブリックコメント等の結果の発表
４月　尼崎市障害福祉計画（第５期）の策定

８．添付資料

(1) 尼崎市障害福祉計画（第５期）の構成について（現行計画との比較）
(2) 尼崎市障害福祉計画（第５期）素案（概要版）
(3) 尼崎市障害福祉計画（第５期）素案

９．お問い合わせ先

健康福祉局　障害福祉政策担当
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館１階
電話番号　06-6489-6397
ファックス　06-6489-6351
メールアドレス　ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市障害福祉計画（第５期）の構成について（現行計画との比較）

現行計画の構成 〔障害者計画（第３期）・障害福祉計画（第４期）〕	次期計画の構成（案） 〔障害福祉計画（第５期）〕	現行計画との主な変更点
第１章　計画策定にあたって	第１章　計画策定にあたって	○　現行計画を継続（計画策定の趣旨や年表等の更新） 【修正】　・策定趣旨を第５期計画に修正し、障害者施策に係る年表を更新　等
第２章　計画の性格	第２章　計画の性格	○　現行計画を継続（計画の位置付けや策定体制等の更新） 【修正】　・障害児福祉計画を含めた本市の障害者施策関連計画の位置付けを明記　等
第３章　障害のある人を取り巻く現状	第３章　障害のある人を取り巻く現状	●　各データやアンケート結果、第４期障害福祉計画の実績となるため、全部更新 【修正】　・障害者手帳所持者数や難病患者数、アンケート結果、現行計画の実績等を更新　等
第４章　計画の基本的な考え方	第４章　障害者計画の基本的な考え方	○　現行計画を継続（再掲）
第５章　障害者施策の推進		○　第３期障害者計画（平成27～32年度）の内容となるため、記載（再掲）なし
第６章　障害福祉計画	第５章　障害福祉サービス等の提供	●　第５期障害福祉計画（平成30～32年度）の内容となるため、全部更新 【修正】　※ 修正項目は以下のとおり、詳細内容（新設・追加）は裏面を参照。 ・法改正等による制度内容を更新 ・サービス提供における基本的な考え方を更新 ・サービス等の提供体制の確保に係る目標を更新（新たな目標設定を含む） ・サービス等の必要量見込みと確保の方策を更新（新たなサービスの設定を含む） ・地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策を更新 ・適切なサービス提供のための方策を更新
第７章　計画の推進に向けて	第６章　障害者計画及び障害福祉計画の推進に向けて	○　現行計画を継続（活動指標等の更新） 【修正】　・施策目標・活動指標一覧（実績）を更新　等
資料編	資料編	○　現行計画を継続（委員名簿、審議経過、関係資料等の更新） 【新設】　・尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）の掲載　等

「第5章：障害福祉サービス等の提供」の構成について

項目	現行計画＜尼崎市障害福祉計画（第4期）＞の記載内容		尼崎市障害福祉計画（第5期）における新設・追加内容	
	記載事項	成果目標・活動指標など		
1 障害福祉計画について	（1） 計画の概要			
	（2） 計画策定に向けて踏まえるべき制度改正		追加	法改正等による制度内容を記載
2 サービス提供における基本的な考え方	（1） 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方		追加	基本的な考え方に、「障害児通所支援等」を追記
	（2） 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方		追加	基本的な考え方に、「障害児相談支援」や「地域生活支援拠点」等を追記
3 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	（1） 施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定	【目標】地域生活への移行者数 【目標】施設入所者の削減数		
			新設	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する目標設定 【目標】保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置
	（2） 地域生活支援拠点等の整備に関する目標設定	【目標】市内における地域生活支援拠点等の整備数		
	（3） 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定	【目標】福祉施設から一般就労への移行者数の増加 【目標】就労移行支援事業の利用者の増加 【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	追加	【目標】就労定着支援事業所の職場定着率の増加
			新設	障害児支援の提供体制の整備等に関する目標設定 【目標】市内における児童発達支援センターの設置 【目標】市内における保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 【目標】重症心身障害児・者を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 【目標】保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置
4 障害福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策	（1） 訪問系サービス	○居宅介護　○重度訪問介護　○同行援護　○行動援護 ○重度障害者等包括支援　○短期入所（福祉型、医療型）		
	（2） 日中活動系サービス	○生活介護　○自立訓練（機能訓練、生活訓練） ○就労移行支援　○就労継続支援（A・B型）　○療養介護	追加	○就労定着支援（就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスの創設）
	（3） 居住系サービス	○共同生活援助　○施設入所支援	追加	○自立生活援助（定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスの創設）
	（4） 相談支援	○計画相談支援（サービス等利用計画、モニタリング） ○地域移行支援　○地域定着支援		
	（5） 障害児通所支援等	○児童発達支援　○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援　○医療型児童発達支援 ○障害児相談支援（障害児支援利用計画、モニタリング）	追加	○居宅訪問型児童発達支援（重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスの創設）
5 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	（1） 理解促進研修・啓発事業			
	（2） 自発的活動支援事業			
	（3） 相談支援事業			
	（4） 意思疎通支援事業			
	（5） 日常生活用具給付等事業			
	（6） 移動支援事業			
	（7） 地域活動支援センター事業			
	（8） その他の事業			
6 適切なサービス提供のための方策	（1） 持続可能な制度構築に向けた考え方			
	（2） 給付の適正化と適切なサービス提供に向けた取組			

概要版

第5期 尼崎市障害福祉計画

平成30年度～32年度

平成30年●月

尼崎市

この計画はどんな計画？

計画の位置付け

本計画（尼崎市障害福祉計画（第５期））は、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく市町村障害福祉計画であり、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく市町村障害児福祉計画をあわせ持つ計画として策定したもので、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置付けられるものです。

また、本市では、障害者基本法第 11 条第３項に基づく市町村障害者計画（尼崎市障害者計画（第３期））を本計画と一体的に策定しており、本市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けています。

尼崎市障害者計画（第3期）

市町村障害者計画
- 障害者基本法第 11 条第３項に基づく
- 市町村における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係分野に関する事項を規定

尼崎市障害福祉計画（第5期）

市町村障害福祉計画
- 障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく
- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定

市町村障害児福祉計画
- 児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく
- 障害児通所支援や障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定

計画期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度

尼崎市障害者計画（第3期：平成27～32年度）

尼崎市障害福祉計画（第4期：平成27～29年度）

尼崎市障害福祉計画（第5期：平成30～32年度）
市町村障害福祉計画
市町村障害児福祉計画

踏まえるべき制度改正

障害のある人の望む地域生活の支援

- 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設
- 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援)の創設
- 重度訪問介護の訪問先の拡大
- 高齢の障害のある人の介護保険サービスの円滑な利用

障害のある子どもの支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス(居宅訪問型児童発達支援)の創設
- 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- 医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- 障害のある子どものサービス提供体制の計画的な構築

サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)
- 自治体による調査事務・審査事務の効率化

その他の踏まえるべき事項

- 障害のある人に対する虐待の防止
- 障害を理由とする差別の解消の推進、ほか

サービス提供における基本的な考え方

● 本計画の目標等の設定にあたり配慮すべき点

- 希望する人に日中活動系サービスを確保
- グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進
- 福祉施設から一般就労への移行を推進
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス提供体制を構築
- 障害のある子どもに係る支援の提供体制を整備

● 障害福祉サービス及び障害児通所支援等

障害のある人が、生活の場や生活のしかたを自ら決定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として当たり前に暮らしていけるよう、その意思疎通の支援に配慮するとともに、必要な社会資源の開発やサービス提供体制を確保していく必要があります。

取組における主な留意点

- 障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの望む地域生活を営むことができるといった視点
- 医療的ケアが必要な障害のある子ども等が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制の構築
- 高齢の障害がある人へのサービス提供に向け、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの円滑な利用の促進

● 相談支援

サービスの適切な利用を支え、様々なニーズにも対応できる相談支援体制を構築していく必要があります。

取組における主な留意点

- 自立支援協議会における社会資源の情報や支援体制に関する課題の共有、これらの活動を通じた委託相談支援事業者と関係機関等とのネットワークの強化
- 「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」が持つ機能の円滑かつ効果的な推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療的ケアが必要な障害のある子どもへの円滑な支援に向けた、保健や医療、福祉等の関係者による協議の場の設置

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 1

施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点の施設入所者数	平成 32 年度末における地域生活への移行者数	平成 32 年度末における施設入所者数の削減数
397 人	13 人	6 人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	平成 32 年度末の設置状況
	市単独で設置

地域生活支援拠点等の整備

市内における地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末の整備数
	1 か所（面的整備型）

福祉施設から一般就労への移行等

平成 28 年度の一般就労への移行者数 31 人	平成 32 年度中の一般就労への移行者数 47 人
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 92 人	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数 111 人

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標 2

福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業所の就労移行率の増加	平成 32 年度末における市内就労移行支援事業所のうち、就労移行率３割以上の事業所の割合 7 割以上
就労定着支援事業による職場定着率の増加	各年度末における市内就労定着支援事業所の支援開始１年後の職場定着率 8 割以上

障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置	平成 32 年度末の設置数 3 か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成32年度末の構築状況 4 か所以上を設置
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	平成32年度末の確保状況 2 か所以上を設置
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	平成32年度末の確保状況 2 か所以上を設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度末の設置状況 市または圏域で設置

障害福祉サービス等の必要量見込み 1

訪問系サービス

種類	H30年度	H31年度	H32年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	51,046 時間 / 月	52,362 時間 / 月	53,730 時間 / 月
	1,742 人 / 月	1,840 人 / 月	1,942 人 / 月
短期入所（福祉型、医療型）	1,945 日 / 月	2,022 日 / 月	2,103 日 / 月
	401 人 / 月	427 人 / 月	455 人 / 月

居住系サービス

種類	H30年度	H31年度	H32年度
共同生活援助	323 人 / 月	355 人 / 月	391 人 / 月
施設入所支援	399 人 / 月	395 人 / 月	391 人 / 月
自立生活援助	10 人 / 月	12 人 / 月	14 人 / 月

相談支援

種類	H30年度	H31年度	H32年度
計画相談支援	200 人 / 月	293 人 / 月	392 人 / 月
地域移行支援	12 人 / 月	15 人 / 月	18 人 / 月
地域定着支援	2 人 / 月	3 人 / 月	4 人 / 月

障害福祉サービス等の必要量見込み 2

日中活動系サービス

種類	H30年度	H31年度	H32年度
生活介護	21,183 日 / 月	21,836 日 / 月	22,509 日 / 月
	1,129 人 / 月	1,166 人 / 月	1,205 人 / 月
自立訓練（機能訓練）	124 日 / 月	131 日 / 月	131 日 / 月
	18 人 / 月	19 人 / 月	19 人 / 月
自立訓練（生活訓練）	332 日 / 月	317 日 / 月	317 日 / 月
	22 人 / 月	21 人 / 月	21 人 / 月
就労移行支援	1,649 日 / 月	1,750 日 / 月	1,868 日 / 月
	98 人 / 月	104 人 / 月	111 人 / 月
就労継続支援（A型）	6,194 日 / 月	7,061 日 / 月	8,050 日 / 月
	323 人 / 月	368 人 / 月	420 人 / 月
就労継続支援（B型）	14,191 日 / 月	14,900 日 / 月	15,645 日 / 月
	869 人 / 月	913 人 / 月	958 人 / 月
就労定着支援	73 人 / 月	88 人 / 月	108 人 / 月
療養介護	90 人 / 月	93 人 / 月	96 人 / 月

障害児通所支援等の必要量の見込み

障害児通所支援等

種類	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援	3,658 日 / 月	4,091 日 / 月	4,575 日 / 月
	398 人 / 月	446 人 / 月	500 人 / 月
医療型児童発達支援	250 日 / 月	253 日 / 月	256 日 / 月
	34 人 / 月	35 人 / 月	37 人 / 月
放課後等デイサービス	10,271 日 / 月	12,707 日 / 月	15,721 日 / 月
	925 人 / 月	1,145 人 / 月	1,416 人 / 月
保育所等訪問支援	29 日 / 月	34 日 / 月	39 日 / 月
	23 人 / 月	27 人 / 月	31 人 / 月
居宅訪問型児童発達支援	20 日 / 月	22 日 / 月	24 日 / 月
	10 人 / 月	11 人 / 月	12 人 / 月

障害児相談支援等

種類	H30年度	H31年度	H32年度
障害児相談支援	73 人 / 月	99 人 / 月	132 人 / 月
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1 人	1 人	1 人

地域生活支援事業の必要量見込み 1

理解促進研修・啓発事業

種類	H30年度	H31年度	H32年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

自発的活動支援事業

種類	H30年度	H31年度	H32年度
自発的活動支援事業	有	有	有

相談支援事業

種類	H30年度	H31年度	H32年度
相談支援事業（基幹相談支援センター）	9 か所（有）	10 か所（有）	10 か所（有）
成年後見制度利用支援事業	27 人 / 年	32 人 / 年	38 人 / 年

意思疎通支援事業

種類	H30年度	H31年度	H32年度
手話通訳者派遣事業	1,101 件 / 年	1,132 件 / 年	1,164 件 / 年
要約筆記者派遣事業	247 件 / 年	263 件 / 年	280 件 / 年
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	94 件 / 年	99 件 / 年	104 件 / 年

地域生活支援事業の必要量見込み 2

日常生活用具給付等事業

種類	H30年度	H31年度	H32年度
介護訓練支援用具	19 件 / 年	16 件 / 年	14 件 / 年
自立生活支援用具	117 件 / 年	116 件 / 年	116 件 / 年
在宅療養等支援用具	64 件 / 年	64 件 / 年	64 件 / 年
情報・意思疎通支援用具	164 件 / 年	128 件 / 年	93 件 / 年
排泄管理支援用具	11,085 件 / 年	11,774 件 / 年	12,506 件 / 年
居宅生活動作補助用具	17 件 / 年	18 件 / 年	19 件 / 年

移動支援事業

種類	H30年度	H31年度	H32年度
移動支援事業	338,630 時間 / 年	323,680 時間 / 年	308,750 時間 / 年
	1,517 人 / 月	1,527 人 / 月	1,539 人 / 月

地域活動支援センター事業

種類	H30年度	H31年度	H32年度
地域活動支援センター（市外センター、別掲）	30 か所（12 か所）	31 か所（12 か所）	32 か所（12 か所）
	456 人 / 年（20 人 / 年）	466 人 / 年（20 人 / 年）	476 人 / 年（20 人 / 年）

適切なサービス提供のための方策と計画の評価・検討

適切なサービス提供のための方策

本市では、障害福祉サービス等の現状分析と支給決定基準（ガイドライン）の作成に取り組んできました。今後は、その分析結果と支給決定基準を基に、給付の適正化や利用者への適切なサービス提供の確保等を行い、持続可能な制度構築の実現に向けて取り組んでいきます。

障害福祉サービス等の給付の適正化に係る取組

- 支給決定基準の運用開始（平成 27 年 4 月～）
- 計画相談支援の推進
- 質の向上を目的とした事業者への勉強会の開催
- 事業所に対する監査・請求審査体制の強化

地域生活支援事業の給付の適正化に係る取組

- 日中一時支援事業における事業所の指定基準の緩和、利用者の対象要件の拡大、新たな加算（送迎加算）の創設（平成 29 年 6 月～）
- 移動支援事業の支給決定基準の運用開始（平成 29 年 10 月～）

計画の評価・検討
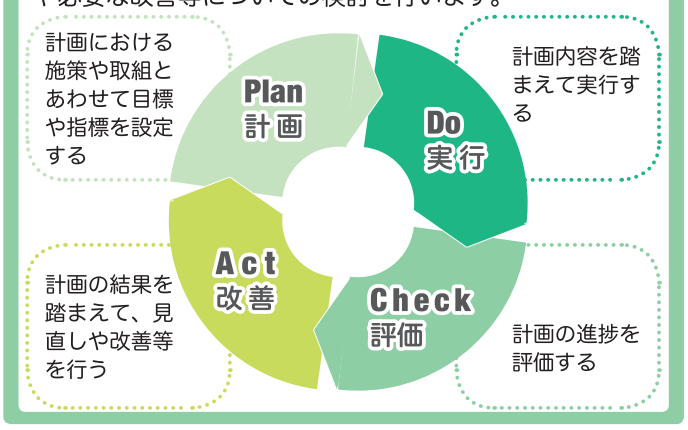
計画の進捗状況については、「PDCA サイクル」を導入して、毎年度の評価等を行い、その結果を公表していきます。また、その評価等を行う際には、計画の策定にあたり答申をいただいた「社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」をはじめとした各会議体に報告して、ご意見をお聴きするなどの方法により、評価等の妥当性の検証や必要な改善等についての検討を行います。